

河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第5号

河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置工事（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第14条）
- 第4章 料金、加入金等（第15条—第21条）
- 第5章 貯水槽水道（第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、河南水道事業（大阪
広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2
号）第3条第2項第1号イに定める河南水道事業をいう。以下同じ。）
に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道
企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項
を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（届出義務者）

第3条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義
務者は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 給水を受けることを中止するときは、使用者
- （2） 給水装置を廃止するときは、所有者
- （3） 給水装置の用途を変更するときは、使用者
- （4） 消防の演習のため私設消火栓を使用するときは、使用者
- （5） 使用者に変更があったときは、使用者
- （6） 所有者に変更があったときは、所有者
- （7） 代理人に変更があったときは、所有者又は代理人
- （8） 管理人に変更があったときは、使用者、所有者又は管理人
- （9） 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったときは、
使用者又は所有者
- （10） 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合

において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者又は所有者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したときは、使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕の工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書

4 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。
(給水装置工事の施行)

第5条 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕の工事とする。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第6条 工事申込者は、第4条第1項の申込書を提出した後、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

(給水装置の構造)

第7条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、給水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計し、及び施行しなければならない。

3 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

4 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。

- 5 給水装置は、井戸、河水その他の供給管と直結してはならない。
- 6 給水装置には、給水管への汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な措置を講じなければならない。
- 7 給水装置は、配水池の底から20メートル以上の高低差がない箇所の配水管と直結してはならない。

(給水管の口径)

第8条 配水管への取付口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量その他の事情を勘案して、企業長が定める。

(貯水槽以下設備の設置)

第9条 次に掲げるときは、貯水槽及び貯水槽以下の設備（以下これらを「貯水槽以下設備」という。）を設けなければならない。

- (1) 地上3階以上の建物又は配水管の埋設箇所から10メートル以上の建物に給水するとき。
- (2) 一時に多量の水を使用する箇所に給水するとき。
- (3) その他企業長が必要と認めるとき。

(給水装置の位置)

第10条 企業長は、次に掲げるときは、給水装置の位置の変更を命じることができる。ただし、道路部（公道、里道又は農道）における給水装置の埋設深さ等については、道路管理者の掘削又は占用の許可条件によるものとする。

- (1) 給水管が水路部において伏越しになっていないとき。
- (2) その他企業長が給水装置の位置が不相当と認めるとき。

第3章 給水

(メーターの設置)

第11条 メーターは、次に掲げる基準により設置する。ただし、この基準により難いときは、その都度企業長の許可を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直結給水するものについては、専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個とする。ただし、集団住宅等で企業長が必要と認めるものは、建物ごとに1個とすることができる。
- (2) 貯水槽以下設備を設けるものについては、その設備一式につき1個とする。
- (3) 私設消火栓には設置しない。

2 メーターの位置は、正面玄関又は正面門前を原則とし、メーターを点検しやすい場所とする。

(メーターの位置の変更)

第12条 使用者又は所有者は、メーターの位置の変更を要するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

- 2 企業長は、家屋の改築その他のためメーターの点検、修繕又は取替えに支障があるときは、メーターの位置を変更することがある。
- 3 前2項の規定による変更による費用は、使用者又は所有者が負担

しなければならない。

(メーターの保管)

第13条 保管者は、メーターの点検、機能を妨害し、若しくは修繕又は取替えに支障を来すような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 メーターの付近で犬等の動物を飼い、又は水を汚染するおそれのある物件を置いてはならない。

3 企業長は、前2項の規定に違反した者に原状回復を命じることができる。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第14条 条例第24条第1項の検査は、企業長が必要がないと認める相当の理由があるときは、その請求を拒むことがある。

2 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置については、その機能又は漏れについて通常の実査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、加入金等

(料金)

第15条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	臨時用以外に使用するもの
臨時用	一時的な使用に供する仮設のもの、工事の用に供するものその他企業長が臨時用と認めるもの

(使用水量の端数処理)

第16条 条例第28条第1項から第3項までの規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、計量をした日の属する月分の端数を切り上げるものとする。

3 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第17条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開

始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用日数が1月以下のときは1月として算定する。

(2) 使用日数が1月を超え2月以下のときは2月として算定する。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、用途ごとに前項の規定を適用する。

3 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径により算定する。

(一時使用の場合等の概算料金の前納)

第18条 条例第34条第1項の概算料金の額は、100,000円とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

(加入金)

第19条 条例第36条第5項の特別な場合は、給水装置工事を中止した場合で企業団が工事申込者のために費用を要していないときとする。

2 給水装置を減径する場合の加入金は、減径前の加入金と減径後の加入金を1対1で交換するものとする。この場合において、差額は返金しない。

3 減径後、再び増径する場合の加入金の額は、条例別表第3第12項表中の第3欄の規定を適用する。

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第20条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(料金の徴収方法)

第21条 料金は、次に掲げる方法により徴収する。

(1) 納入通知書による方法

(2) 口座振替による方法

(3) 企業長が料金の収納事務を委託するコンビニエンスストア又は窓口での払込みによる方法

(4) その他企業長が必要と認めるときは、その他の方法

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第22条 条例第46条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(資料提出の請求)

第23条 用途の適用、水量の認定等について、企業長が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、廃止前の河南町水道事業給水条例施行規程(平成2年河南町企業管理規程第5号)その他の水道事業に関する規程(以下「町規程等」という。)の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 町規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。